

令和3年12月7日

新十津川町長 熊田義信様

新十津川町総合行政審議会
会長 大窪敏文

新十津川町第6次総合計画の策定について（答申）

新十津川町まちづくり基本条例第8条及び新十津川町総合行政審議会条例第2条の規定により、令和3年3月16日付けで諮問のあった新十津川町第6次総合計画について、次のとおり答申します。

記

1 総括

新十津川町第6次総合計画については、本審議会において全体会議を3回、総合計画部会を5回開催し、慎重に審議を重ねた結果、今後の行政運営の指針として、概ね妥当なものと判断します。

目指すまちの将来像「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち」の実現に向けて町民と行政がともに力を合わせ、10年後の本町が「笑顔」に満ち溢れたまちとなることを切望いたします。

なお、審議の過程で出された意見及び要望の一部を付帯しますので、十分に尊重いただき、本計画の推進にあたられるよう期待します。

2 付帯意見等

- (1) 社会情勢が大きく変化する今日、時代の要請を的確に受け止め、10年という期間にとらわれることなく、その先を見据えたまちづくりに努めてください。
- (2) 計画の進行管理を行う上で、判断基準となる成果指標については、社会経済情勢等を十分に考慮した上で、適切な指標となる項目及び目標数値の見直しを検討してください。
- (3) まちづくりを進めるにあたっては、まちづくり基本条例の基本理念である、町民参加による町政推進を念頭に置き、町民それぞれがまちづくりの担い手として互いの立場を尊重し合い、ともに行動できる環境の構築に努めてください。
- (4) 今後進められる事業の設定にあたっては、その内容をわかりやすく町民に提供するとともに、町民の視点に立った質の高いサービスを提供するよう努めてください。